

## 激甚災害により被災した入学志願者の検定料の免除について

本学では、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定に基づく政令（以下「政令」という。）で令和2年11月25日以後に指定された激甚災害及び同日前に学長が指定した災害並びに激甚災害以外の災害で学長が特例の適用が必要と認めた災害（以下「激甚災害等」という。）による被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学機会の確保を図るために、入学者選抜試験において、検定料免除の特別措置を講じます。

### 1. 免除対象となる入学者選抜試験

学部入学者選抜試験（一般選抜・総合型選抜（「志」特別選抜・外国人特別選抜を含む）・学校推薦型選抜・編入学入試）

大学院入学者選抜試験

乗船実習科入学者選抜試験

### 2. 措置内容

検定料の免除

学部：17,000円（編入学入試：30,000円）

大学院：30,000円

乗船実習科：18,000円

### 3. 免除の対象者

激甚災害等により災害救助法が適用されている地域（政令で対象地域が指定された場合は、その対象地域を含む。）で被災した志願者で、以下のいずれかに該当する者

ア 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊した場合

イ 主たる家計支持者が死亡の場合

### 4. 令和2年11月25日以前の対象となる災害

令和2年11月25日以前に学長が指定し、免除の対象となる災害・地域は次のとおりです。

- ・東日本大震災における災害救助法が適用されている地域（居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域を含む。）
- ・平成28年（2016年）熊本地震における災害救助法が適用されている地域
- ・平成30年7月豪雨における災害救助法が適用されている地域
- ・平成30年北海道胆振東部地震における災害救助法が適用されている地域
- ・令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害における災害救助法が適用されている地域
- ・令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害における災害救助法が適用されている地域
- ・令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害における災害救助法が適用されている地域

5. 申請方法

免除の対象者に該当する方は、所定の申請書を出願書類とともに提出してください。なお、この場合には、出願時に「検定料」は払い込まないでください。

6. 申請書類

- (1) 「検定料免除申請書」 (本学ホームページからダウンロード)
- (2) 「り災証明書 (写)」 (上記 3 のアに該当する方)
- (3) 「死亡を証明する書類」 (上記 3 のイに該当する方)

7. 申請期限

入学者選抜試験を受験する年度末

8. 激甚災害について

激甚災害に関しては以下のURLで確認ください。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/list.html>

9. 本件に関する問い合わせ先

神戸大学学務部入試課    電話    0 7 8 - 8 0 3 - 5 2 3 0

